

第三回 參議院人事・労働連合委員会會議録第三号

昭和二十三年十一月十三日(土曜日)

本日の會議に付した事件

○國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

午前十時四十六分開會

○委員長(中井光次君) それでは、只今より委員會を開會いたします。總理大臣は、衆議院の委員會が開催されて、その方へ出ておられることであるから、議事は遂條に入つて行きたいと存じますが、よろしくごさいませうか。

○田村文吉君 ちよつとその前に……

○委員長(中井光次君) 何かありますか。

○田村文吉君 印刷にお間違ひがありませんか。若しありましたら、先に一つ御注意願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤朝生君) 印刷の方の間違ひは、今調べておりまして、大体ないと思ひます。一ヶ所だけ間違つておられますが、ちよつと申上げます。極く技術的な間違ひでございまして、三十七頁を御覽願ひます。附則第九條というのがございまして、第一項と第二項と第三項とに分れておりますが、第二項は第一項にくつ付いておるのでございまして、それだけの間違ひを今ちよつと發見しております。後は今説合せております。

○早川一君 先般發表されました、又我々の手許に参つております、人事委員長から内閣總理大臣宛の給與改訂

第二十三部

人事・労働連合委員会會議録第三号 昭和二十三年十一月十三日

【參議院】

一

の、これに關して何か御説明がありましたら。

○委員長(中井光次君) 只今伺いましたら、お手許に配付しました資料につきましては、本日上野政府委員がお見えになつておりますから、後刻御説明を申上げてよろしいのであります。

○政府委員(佐藤朝生君) それでは、今回政府から提出いたしました國家公務員法の一部を改正する法律案の改正の要點につきまして、大体逐條的に御説明いたしたいと思ひます。

先日山下政府委員から御説明がありました通り、本改正法律案を通じて、全文改正の箇所が三十二條、新しく附加されました部分が十四條、一部改正の箇所が七十七條に亘つておりますが、その概要を初めから申上げたいと思ひます。

先ず人事委員會を人事院に改めましたのでございまして、これに關連いたしました、その他の名稱についても変更がございまして、即ち人事委員長を人事院總裁、人事委員を人事官、事務局を事務局、事務局局長を事務局長に、人事委員會規則を人事院規則にそれぞれ改めました次第でございまして、又從來の人事委員會が、内閣總理大臣の所轄の下に置かれることになつていたしましたのを改めまして、今回内閣の所轄の下に人事院を置くことにいたしましたのであります。この點に應じまして從來の法文中「内閣總理大臣」とあります箇所を「内閣」と読み替へることいたしました。

次に第一條につきましては、從來の法中の中には括弧の中で「この法律で國家公務員には國會議員を含まない」という規定がございましたのを削りまして、新たに四つの項を加えております。即ち第二項といたしまして、「この法律は、もつぱら日本國憲法第七十三條にいう官吏に關する事務を掌理する基準を定めるものである。」この條文が新しく加わつたわけでございます。

次に第三項におきまして、何人もこの法律や人事院規則又は人事院指令に違反したり、或いはその施行を妨げてはならない旨の規定を設けましたのであります。これはいわば當然の規定でございます。更に第四項、第五項におきましては、この法律の或る規定が効力を失ひ、又は無効とされまして、この法律の他の規定又は他の關係における適用は、その影響を受けないということの規定しております。次の規定は、この法律の或る規定が、從前の他の法律の規定と矛盾抵触する場合においては、この法律が優先することを規定いたしました。これは單に法律解釈の一般原則を規定したものであります。

次に第二條でございますが、先日山下政府委員からも御説がありまして通り、國家公務員の職は特別職と一般職に分類されるのであります。特別職は、この國家公務員法の規定は適用されないのであります。一般職にのみ適用されるのであります。その特別職の範圍を整理いたしまして、縮小いたしました。即ち一般職の適用範圍を

拡大いたしました。この法律の適用範圍を拡大することにしたいたしました。從來の規定におきましては、公團の職員、現業廳の職員、或いは顧問、參與、委員といふものが特別職に屬しておりましたが、今回の改正におきまして、一般職に屬することにしたいたしました。次第であります。それから各省次官も特別職に屬しておりましたのを一般職に屬することにしたいたしました次第であります。次に同條の第二項におきまして、「人事院は、ある職が、國家公務員の職に屬するかどうか及び本條に規定する一般職に屬するか特別職に屬するかを決定する権限を有する。」ということになつております。それからその條文の第五項におきまして「前項の規定は、政府又はその機關と外國人の間の契約には適用されない。」第四項においては「政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に對し俸給、給料その他の給與を支拂つてはならない。」との規定を設けてあります。

次に、人事委員會を人事院に改めいたしましたことは前にも一言いたしました。が、名稱の変更のみならず、その内容につきましても相當の改正をいたしてございまして、即ち從前は内閣總理大臣の所轄の下に人事委員會が設けられておりました。人事委員會を命ずること、人事委員の彈劾の訴追その他人事委員會が國家公務員法に基きまして行つ種々の意見の申出、報告、勧告等

は、すべて内閣總理大臣により、或いは内閣總理大臣に対して行われておりましたのであります。これを改めまして、内閣の所轄の下に人事院を置きまして、意見の申出、報告、報告等は、國會、内閣又は、内閣總理大臣にすることにした。人事院に關する任命、人事官の彈劾の訴追を内閣において行ふこととした次第であります。更に人事院の獨立性を明確にするためにその権限を強化いたしました。且つこれを具體的に規定し、人事行政の民主的且つ公正な運営を期しておる次第でございます。即ち人事院は人事官三人を以て構成されるのであります。その資格要件を從來の法律より一層嚴重にいたしましたと共に、その身分の保障を規定し、その給與に關しましても國務大臣と同じ基礎に基くものでなければならんこと、及び他の如何なる官職をも兼ねてはならん旨の規定を設けました次第であります。

尚第十二條であります。人事院會議の項につきましては全文改正になつております。これは字句の修正その他表現を変へたに過ぎないものであります。順序は少し逆になりますが、第四條におきまして「人事院は、事務局長及び予算の範圍内においてその職務を適切に行うため必要とする職員を任命する。」と規定いたしました。そうして人事院がその内部機構を管理することにしたいたしました。國家行政組織法は人事院に關しては適用されないこと

としたてております。

としたてております。

としたてております。

次に十三條に参りますが、十三條におきましては、人事院の予算につきまして第三項に規定しております。第三項におきましては、毎会計年度の開始前に、次の会計年度においてその必要とする経費の要求書を人事院から内閣に提出いたすように書いてございまして、その次の次の項におきまして「内閣が人事院の経費の要求書を修正する場合においては、人事院の要求書は、内閣により修正された要求書とともに、これを國會に提出しなければならぬ」というふうに規定いたしました。從來の規定によります最高裁判所、國會の予算と同じような地位の予算の獨立権を認めるような規定になつております。この條項の前の條項には應急準備金の規定がございまして、昭和二十七年三月三十一日まで即ち昭和二十六年までは人事院の予算の中に應急準備金を設けられなければならない、この應急準備金は、人事院總裁が管理しまして、ただその支出には人事院の議決を経なければなりません、人事院の議決だけで支出することができるよう規定になつております。

次に第十四條は、これは人事院の事務總裁の権限を規してありますものでございまして。次に人事院の権限の強化といたしまして重要な事項は、第十六條でございまして、十六條におきまして「人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、人事院規則を制定し、人事院指令を發し、及び手続を定める」と規定してございまして。これは從來の國家公務員法によりますと、人事委員會は、内閣總理大臣の承認を経て人事委員會規則を制定することができるのでありましたが、それを改めまして、内閣總理大臣の承認を経ることなく人事院規則を制定することができるといふようにいたしました。又新たに人事院指令という形式のものを發することができるようになつております。

以上述べましたような人事院の財政的、機構的改正と相俟ちまして、その権限も單なる勧告的なものだけでなく、指示し、監理し、或いは又一定の措置を講ずる権限を認めますと共に、人事院の所掌事項も明確且つ具体的に規定いたすことといたしました。それでは後に戻りまして、第三條の規定を御覽になれば、そこに現在の規定よりも明確に、人事院の権限を事細かに規定してございまして。そういったしてその第三條の第四項におきまして、人事院が処置する権限が與えられて、人事院が行政部門におきましては、人事院の決定及び処分は、その定める手続によつて、人事院によつてのみ審査されることとし、これに行政部門における最終決定権を認めることといたしてあります。勿論前の條項によりまして、法律問題について裁判所に出訴する權利に影響を及ぼすものではありません。

あちらこちら飛びまして甚だ恐縮でございまして、次に、人事院の機構の中に設けますものといたしまして、第十三條におきまして、法律顧問というものをおきまして、法律顧問という目的達成上、法令の制定改廢に關して、國會や内閣に意見を申し出たり、或いは人事院規則の制定改廢や、人事院指令を發したり、或いは法律規則の解釈、又はその他の事項に關しまして

助言を行なつたり、更に訴訟の當事者となるような場合もありまして、高度の法制的知識を必要とする場合が多いので、専門的な法律顧問を置くことができる旨の規定を設けた次第であります。

次に、從來は人事委員會に、その権限に屬する事項の庶務を掌るために事務局を設けておつたのでありますが、これを事務局にいたしまして、この機構を拡充いたし、この法律の目的達成に遺憾なからんことを期してゐるのて、人事院規則で制定し得ることといたしてあります。

以上が第一章におきまして大體の御説明でございまして、第一章、第二章でございまして、次に、官職の基準に關する規定の改正について申し上げます。申上げるまでもなく、人事行政が、民主的に且つ最大の能率を發揮するように運営されましかうかといふことは、前に述べましたような人事院の適切な活動と共に、この官職に關する基準を如何にして規定するかといふことが重大な鍵でございまして、一面この点に關しましては、國家公務員全体、延いては國民一般に取つても非常な關心事でございまして、職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務等の事項につきまして所要の改正をいたしまして、本法の趣旨の達成に遺憾なきを期してゐる次第でございまして。

先づ通則について申し上げますと、平等取扱の原則を徹底いたしまして、人種、信條、性別、社会的身分によつて差別的取扱をしてはならないと同時に、この法律の第三十八條第五号、即ち「日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體を結成し、又はこれに加入した者」という條項がございまして、それに規定する場合を除きましては、政治的意見や政治的所屬關係によつても、差別してはならないことといたしました。

又その次の二十八條におきましては、この法律に基いて定められる給與、勤務時間その他勤務條件に關する基礎事項は、國會により、社會一般の情勢に適應して、変更されることといたしました。それらについては、人事院は勧告を怠つてはならない旨の規定を設けたのでございまして、このことは現在のような經濟の変動期におきましては、單に國家公務員の生活を確保するといふことだけでなく、後で述べますような服務や能率といふことも關連いたして来るわけでございまして。更に人事院は、毎年少くとも一回俸給表が適當であるかどうかについて調査し、その結果を國會及び内閣に報告いたしまして、或いは又給與を決定する諸條件の変化によりまして、給與を百分の五以上増減する必要が生じたとき認められるときは、國會及び内閣に適當な勧告をしなければならぬことになつたのでございまして。又その給與と責任の程度に應じて決定されるわけでありまして、その決定に當りましては、生計費や民間における賃金その他の事情が考慮されることになつております。次に、その支拂は人事院規則及び人事院指令に従つて行われ、且つ人事院がこれを監理することといたしてゐるわけでございます。

次に試験及び任免の事項について申し上げますと、職員任用は、この法律及び人事院規則に従つて行われますが、それはその者の受驗成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行ふこと、更に職員の免職は法律に定める事由に基いて行ふなければならぬことといたしました。又職員の昇任につきまじては、受驗者の範圍を狭げまして、その官職より下位の官職の在職者の間に於ける競争試験によるものといたしました。これは三十七條に規定してあるところでありまして、更に人事院は、任用のための試験に關して、その職權によつて、或いは人事院規則の定めるところに従ひまして、臨機の措置を取ることができるよう規定いたしました。

又從來は、人事行政上の用語等の定義を、この法律の中で規定しておつたのでありますが、今回の改正によりまして第三十四條におきまして、これらの用語の定義、説明及び使用等につきましては、人事院規則で規定することといたしておる次第でございまして。次に任命権者でございまして、第五十五條であります。改正法はその範圍を明確にいたしまして、任命権は、法

院がこれを監理することといたしてゐるわけでございます。

次に試験及び任免の事項について申し上げますと、職員任用は、この法律及び人事院規則に従つて行われますが、それはその者の受驗成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行ふこと、更に職員の免職は法律に定める事由に基いて行ふなければならぬことといたしました。又職員の昇任につきまじては、受驗者の範圍を狭げまして、その官職より下位の官職の在職者の間に於ける競争試験によるものといたしました。これは三十七條に規定してあるところでありまして、更に人事院は、任用のための試験に關して、その職權によつて、或いは人事院規則の定めるところに従ひまして、臨機の措置を取ることができるよう規定いたしました。

又從來は、人事行政上の用語等の定義を、この法律の中で規定しておつたのでありますが、今回の改正によりまして第三十四條におきまして、これらの用語の定義、説明及び使用等につきましては、人事院規則で規定することといたしておる次第でございまして。次に任命権者でございまして、第五十五條であります。改正法はその範圍を明確にいたしまして、任命権は、法

院がこれを監理することといたしてゐるわけでございます。

次に試験及び任免の事項について申し上げますと、職員任用は、この法律及び人事院規則に従つて行われますが、それはその者の受驗成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行ふこと、更に職員の免職は法律に定める事由に基いて行ふなければならぬことといたしました。又職員の昇任につきまじては、受驗者の範圍を狭げまして、その官職より下位の官職の在職者の間に於ける競争試験によるものといたしました。これは三十七條に規定してあるところでありまして、更に人事院は、任用のための試験に關して、その職權によつて、或いは人事院規則の定めるところに従ひまして、臨機の措置を取ることができるよう規定いたしました。

又從來は、人事行政上の用語等の定義を、この法律の中で規定しておつたのでありますが、今回の改正によりまして第三十四條におきまして、これらの用語の定義、説明及び使用等につきましては、人事院規則で規定することといたしておる次第でございまして。次に任命権者でございまして、第五十五條であります。改正法はその範圍を明確にいたしまして、任命権は、法

院がこれを監理することといたしてゐるわけでございます。

次に試験及び任免の事項について申し上げますと、職員任用は、この法律及び人事院規則に従つて行われますが、それはその者の受驗成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行ふこと、更に職員の免職は法律に定める事由に基いて行ふなければならぬことといたしました。又職員の昇任につきまじては、受驗者の範圍を狭げまして、その官職より下位の官職の在職者の間に於ける競争試験によるものといたしました。これは三十七條に規定してあるところでありまして、更に人事院は、任用のための試験に關して、その職權によつて、或いは人事院規則の定めるところに従ひまして、臨機の措置を取ることができるよう規定いたしました。

又從來は、人事行政上の用語等の定義を、この法律の中で規定しておつたのでありますが、今回の改正によりまして第三十四條におきまして、これらの用語の定義、説明及び使用等につきましては、人事院規則で規定することといたしておる次第でございまして。次に任命権者でございまして、第五十五條であります。改正法はその範圍を明確にいたしまして、任命権は、法

院がこれを監理することといたしてゐるわけでございます。

律に別段の定めある場合を除いては、原則として内閣、各大臣、会計検査院長及び人事院總裁並びに各外局の長に属するものとした。そのうち、その任命権は、その部内の機関に属する官職に限られることにいたしました。又任命権者が、その部内の上級職員にその任命権を委任することができるとなっておりますが、その場合には、その効力が発生する日の前に、これを人事院に提示しなければならぬことにいたしました。更にこの法律、人事院規則及び人事院指令に定める要件を備えない者に対しては、如何なる任命権も行使することができないことを明かにいたしました。

向五十六條の改正によりまして、採用候補者名簿による職員選定の範囲につきましては、技術的考慮も加えまして、昭和二十六年七月一日までは、人事院において高点順の志望者四人以内に制限し得ることにいたしましたのであります。

次に、職員の給与、恩給及び補償制度等に関する主な改正点を申し上げます。先ず給与に関しまして、第一に、給與準則に規定すべき事項として「扶養家族の数」を加えました。次に、給與準則に必要事項を専ら人事院規則で定めることにいたしました次第であります。これは第六十五條、第六十八條の改正でございます。

第二に、恩給制度のことです。ありますが、これは第八條に規定してありますが、これは健全な保険数理の基礎の上に定められなくてはならないことにいたしました。更に災害補償制度のことに關しましては、九十三條におきまして、従来は立案のみを人事院でやる

ことになつておりましたのを、立案のみならず、実施につきましても人事院において行うことにいたしましたのであります。

次に、職員の分限、服務、懲戒、保障等に関する主な改正点を申し上げます。職員の休職、免職、復職、退職等のことを行ないますには、この法律及び人事院規則によらなくてはならないという規定を加えたことでもあります。更に職員がその意に反して降任され、休職され、又は免職される事由を、法律及び人事院規則で定めることにいたしました。前者は第六十一條であり、後者は第七十五條でございます。

次に、休職についてであります。先ず休職の期間を人事院規則で定めることにいたしました。次に休職中は原則として職員は給與を受けることができないことになりました。次で規定であります。これは第八十條の改正規定であります。更に職員の離職に関する規定は、この法律及び人事院規則で定めることにいたしました。これは第七十七條であります。

次に、懲戒に関しましては、先ず懲戒をする者、懲戒権者であります。これは従来と同じような任命権者が、即ち懲戒権者であります。人事院も亦この法律で定められた調査を経て、職員を懲戒手続に付することができ、ことに改正いたしました。懲戒手続に關しましては、従来のごとく刑事裁判所の手続に優先権を認めることを廃止して、懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間におきましても、人事院又は任命権者は、同一事件について適宜に懲戒手続を進め得ることができるとなりました。

して、又同一事件に關する懲戒処分は、刑事上の責任を免れしめるものでないことを明らかにいたしました。それは第八十五條及び第八十四條の規定でございます。

次に、服務について申し上げます。先ず勤務成績の優秀な職員に対する表彰及び成績不良者に対する矯正の方法に關しましては、人事院において、これに対する適當な措置を講ずることにいたしました。職員の勤務條件に關する行政措置の要求等に関する審査につきましては、公正を保持する見地からいたしまして、その審理及びこれに基く処置を人事院の職権といたしました。又この審理の判定は、すべて人事院のみによつて最終の判定が下されることになりました。これは第九十二條であります。更にこの審理におきましては、職員が、人事院から要求された情報の陳述又は証言を行うには、職務上の秘密を守る義務から免れ得ることとした。その陳述又は証言を拒んだ者には、この法律の罰則が適用されることとして、その実効性を期することにいたしました次第であります。これは第九十條に規定してございます。

次に、重要な点といたしまして、九十八條の点を御説明いたします。職員の組合組織に關する規定を加えたことでありまして、その概要を御説明申し上げます。先ず組合組織はオープン・ショップ制を採ることとした。これは、この組織を通じて、職員は其の代表者をみずから選び、勤務條件及びその他社会的、厚生の活動等の適法な目的のため、人事院の定める手続に従つて当局と交渉することができるとを

明確にいたしますと共に、職員がこれらの團體に關する行為をしたことのために不利益な取扱を受けない旨明らかにいたしました次第であります。又たとえ職員が、このような職員の團體に属してない場合でも、不満を表明し、又は意見を申出でる自由な十分保障することとした。更に警察職員等に対しましては、前述の組合その他の團體を結成し、又はそれに加入することを禁止した次第であります。尚職員の争議行為及び怠業的行為は一切これを禁止しました。これに違反したときは、政府に対して雇傭上の權利を以て對抗することができないこととしたのであります。更に職員をして服務に専念せしむるために第九十一條の規定を改正いたしました。先ず職員は人事院によつて認められた場合以外に、勤務時間中、職員團體のための事務を行うことを禁止いたしました。且つ官職の兼職を原則として禁止いたしました。更に第九十二條においては、職員の政治的行為の制限を強化いたしました。先ず公選による公職の候補者又は政党その他の政治的團體の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割を持つ構成員となることは一切認めないこととした。又選挙権の行使を除くの外は、人事院規則で定める政治的行為をしてはならないこととしたのであります。

次に、私企業からの隔離でありまして、第九十三條におきまして、職員の営利企業からの隔離を厳格にいたしました。離職後二年間は営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた國の機關と密接な關係のあるものに就職することを禁止いたしました。

その他の改正点といたしましては百九條、百十條におきまして罰則を強化いたしましたこと、及び次に申し上げますことは、附則第九條におきまして、この法律施行後、現在のこの官廳に勤めております幹部の者の臨時の任用をいたしました範囲を廣くいたしました次第であります。従来は局長級まででありましたのを、次官、局長、次長、課長、課長補佐、その他これに準ずる官職にまで、その臨時的任用を拡げることとした次第であります。

次に、附則第十五條におきましては、昭和二十六年七月一日以前におきましては、人事院は、都道府縣、市その他の地方公共團體の人事機關の設置及び運営について協力し得るようになした。

次に、第十六條におきまして、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法及び船員法並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、一般職に属する職員には適用しないこととした。

次に申し上げますことは、第一次改正法律附則、即ちこの改正法律を施行いたしますに關する附則であります。人事院の應急予備金につきましては、昭和二十四年度の会計年度から、これを適用することとした。次に、その附則の第二條におきましては、職員で現に公選による公職に在る職員は、昭和二十四年二月一日前にその公職を失ふことには限り、その日において公職を失ふことには限りませんでした。

次に、第三條におきましては、一般職に属する職員の勤務條件に關しましては、別に法律が制定実施されるまで

の間、この法律の趣旨に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基く命令の規定を準用することにより、一般職に属する職員を主たる構成員といたします。現在の労働組合は、これを人事院に登録せしめ、組合その他職員の団体として引続き存続せしめることとしたし、これに關して必要事項は、法律又は人事院規則で定めることにいたしました次第であります。

次に、公共職業安定機関に勤務する職員及び政府の海上企業に従事する船員の人事に關して、國家公務員法の規定に合致するように、職業安定法及び船員職業安定法の一部に對して、それぞれ所要の改正をいたしましたのであります。

尙この改正法律施行によりまして、先に公布されました昭和二十三年政令第二百一十号は、國家公務員に關しては、効力を失うことに定めた次第であります。

それから第十一條におきましては、國會及び裁判所の職員に關しては、昭和二十六年十二月三十一日まで、この法律の定める一般職に属する職員とすることにいたしました。

最後に、從來定められておりました官吏懲戒令、高等試験令、高等試験委員及び普通試験委員会官制、一級官吏銓衡委員会官制、二級事務官吏銓衡委員会官制、その他の勅令及びこれらに基く命令は、この法律施行の日から廃止することにいたしました次第であります。

以上を以ちまして、この改正法律案の要旨を御説明申し上げます。

○委員長(中井光次君) もう暫くいたしますと、総理がこちらへ見えるそうです。

御質疑は後にしまして、先程早川委員からの御要求によつて、お手許に配付してあります資料について、上野政府委員からの御説明を伺いたいと思ひます。

○政府委員(上野隆一君) お手許に差上げました公務員の給與に關する報告について、要点を申し上げます。この新しい給與を決めましたについて申し上げて置きたい個條が四つございます。

第一は、この新給與の算出は、今までのベースによる算出と全然違つた方法で計算いたしましたものであります。第一に基礎となつたものは、中小都市に生活してある成年单身男子の一人分の生活費を計算いたしました。これは新たに調査する時間も人手もありませんでしたので、今まで各官廳において調査してあるところの材料を提出して貰ひまして、それによつて計算いたしましたのが、東京都において行ひました栄養調査を参考といたしまして、品目別に細別いたしました。いわゆるCPS(消費者價格)の調査の七分に示された東京における実効價格によつて、各品目を金額に換算合計いたしますと、千七百四十三円となるのであります。これをフィッシャーの指数と申しまして、大都市において調査したものを小都市に換算する数字がござります。それは、こういう数字は、なか／＼中小都市では正確な数字が得られませんので、それともう一つは、東京のような大都市で調査したものが、数字として最も正確なものが得られておるのであります。そこでこれをフィッシャー指数を用ひまして中小

都市に換算いたしますと、千七百四十三円が千二百二十八円になるのであります。千七百四十三円は東京において調査した数字であります。これを中小都市に換算いたしますと一千二百二十八円になります。これが食糧費であります。食糧費以外の経費に關しましては、東京都が最近行ひました家計調査の分析によつて得られた数字がありまして、それを計算すると一千二百四十二円になります。この外に、公務員は税金、共済組合の掛金、恩給納金、それらを合計いたしますと、毎月約二百五十円を必要といたしますので、それを加えますと、この報告文にありますが、单身者の生活費が二千四百七十円と出て来るのであります。この二千四百七十円は、新給與法に決めてあります職階の四級の一の俸給額として決めたのであります。

これはどういふわけであるかと申しますと、大抵獨立の生活をいたしております。親もとから通つておるといふようなのが多いので、この最低生活費を償ふ給與の基準といたしましては、三級以下を標準にすることは不適当であるという見地から、四級一を基準として計算いたしました。で、お手許に差上げました報告文の最後に、細かな数字の表がござります。あれはどういふふうにして決めたかと申しますと、只今申し上げましたように、職階の四級一を二千四百七十円と抑えまして、これはまあ下の方を抑えたわけでありまして、今度上の方を抑えるために民間の給與の調査をいたしました。丁度官廳の十四級と申しますと、局長の古いところ、或いは次官に

相当するのであります。この役人の局長、又は次長に相當する民間会社の位置にある者を摘出したしまして、民間の調査をいたしました。そうして、この級に属する人の給與を約一万五千五百円と抑えたのであります。そこで職階から申しますと、四級一を二千四百七十円と抑えて、十四級を一万五千五百円と抑えて、この間の十階級にどういふふうにしてこの金額を分布するかという問題が起るのであります。現在の新給與法によつておるのではありません、算術級数によつておるのであります。これは甚だ學問的に見て不合理なやり方でありまして、従つて今日は下の半分を確かに五十円、上の半分になるという百三十円ぐらい飛びの分布方法になつておりますが、今度はこれを一切幾何級数的に分布することにいたしました。ずつと今までは科学的になつたわけでありまして。

次は、家族手当、扶養手当であります。これを千二百五十円に増額した理由如何という質問が當然起ると思ひますが、今は官吏の家族手当は二百五十円でありまして、それを五倍にしたということは非常な突飛的な増額であるという感じが與えますけれども、今までの二百五十円というものが、これこそ突飛的な数字でありまして、今日行われたい官吏の俸給の体系を調べて見ますと、インフレーションのために段々食ふべからなくなつて、そんならこういう手当を出そうか、今度はいくつという名目で手当を出そうかといつて、段々手当を増やして行きます。御承知の方もあると思ひますが、官吏の受けます俸給袋の表面にはいろいろな手当が五つも十も書いてある

のであります。受け取る本人も今月幾ら貰うのか分らないような状態である。これは全くインフレーションに攻められて、繼ぎ／＼した結果こんなことになつたのであります。誰も家族手当が二百五十円では足りないという立場から決めたものではなかつた。そんなら家族手当を少し出そうかというふうな状態である。繼ぎ／＼をしながら結果、今日の複雑怪奇極まる給與体系ができて上つたのであります。それを一切整理するために、一体单身者が妻君を持つて二人になつた場合、第一から又子供が一人生まれたら、幾ら要るかということの詳細にいろいろ資料に基いて調べたのであります。これが常識的に考えまして、人数が増える度に段々一人当りの経費は減つて行くことは當然であります。併しながら官吏の平均家族数は一・五であります。扶養家族数の平均は一人半であります。五人も六人も生むという場合には割に、そういう場合は全体から申しますと、パーセンテージが少いのであります。いろいろ数字を檢討いたしまして、最初は減減主義の案を立てて行きましたが、結局これは平均で行こうということでは千二百五十円になりました。結婚して妻君を迎えた場合に千二百五十円では足りなかつた。それだけを考えますと、最初の一人に對してはこれは平均の数字であります。いろいろ計算の数字を省く上から、いろいろ事情から一律に、千二百五十円といたしましたわけでありまして。

それから、その後は地域手当であり

ら、私に対する答弁は後程でよろしく
ございます。

○委員長（中井光次君） 総理大臣に対
する質問を……。

○原虎一君 総理大臣にお伺いしたい
と思います。私共この國會において、
総理が劈頭法案を説明されましたよう

に、本法案は、本國會の召集される第一條件の法案であります。而もこの法案が御承知のようにマ書簡に基く改正

法律案でありますだけに、非常に國際的な関連を持つておるところの法案であるということ、それが当時官公職員

の殆んど全部が総興改正の要求を政府に提出して、非常に險惡なる情勢と申しまするか、深刻な情勢になりました。

又國民が受けた衝撃、こういうものは深刻なものがあるのであります。同時にこの攷正案につきましては、逕東委

員会において問題とされるような重要なものであるということも我々は承知しておるわけであります。こういう國

實際に重要な關係を持つ法案であるといふことは、やはり審議の過程とその結果は、單に國內における國民が受け

る影響とか、國民に與える思想上、或いは經濟上の問題ということばかりでなくして、國際關係における日本に及

ぼす影響が重大である。こういう点についての先ず総理の所見をお伺いしたい。と申しまするのは、法案改正に当

つての審議に、我々は前條提件であるものに対する總理の所見を十分に質し、その前提條件の意見に相違があるならば、この條文に對してもおのづから

變つて參る。そういう關係からして、私は総理の今申しました本法案の國際性、こういうものについての総理の御

所見を承わりたいと思います。

五

る。又現代の産業經濟に伴う多くの弊害を、即ち産業經濟に伴いますところ

合が歴史的意義を有するものであるといふこと。そういうことについての御所見の発表がない。そうして官僚の政党内から受ける禍いを除き取る、そのためにこの法案の改正が必要だという程度であります。従つて私は甚だ恐縮でありますけれども、一問一答の形で、第一から五までをお伺いしたい。

第一の、日本における民主主義の成功を阻んだ旧官僚制度の宿弊を是正するに足る建設計画を定めている。项目的に申しまして、第一に対する御所見を先ずお伺いしたい。

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。公務員法の狙うところは、先程申し通りで、いわゆる官僚政治と申すの多くの弊害を是正するのことに、先づ歴史的意義を有するものであるといふこと。そういうことについての御所見の発表がない。そうして官僚の政党内から受ける禍いを除き取る、そのためにこの法案の改正が必要だという程度であります。従つて私は甚だ恐縮でありますけれども、一問一答の形で、第一から五までをお伺いしたい。

しますか、或いは民主主義の徹底を図るためと申すか、人事院が人事に關しての特別な監督權を持つて、そうして一には只今申したような政党性を拂ひ、若しくは忠誠の念に反するようなことがないように、又二面から申すことと、官僚政治に陥つて民主政治を妨げ

うなことがないように、人事院として
は或る程度の独立性を保つて、重要な
司法権と申すか、とにかく重要な権限
を持つて、政府の監督外に立たないま
でも、一々政府の指揮監督を受けるの
ではなくて、独自の地位を持つよう
にさせることによつて官僚政治の弊を
やう、よつて以て民主政治の確立を
図むという点に重きを置いておると考
えるから、これ又政府としては、公務
員法の勧告の趣意に賛成をいたして、
提案いたしたわけでございます。

○原虎一君 第二は、先程申しました現代生活において、労働組合主義が極めて重要なものであり、又現在の産業経済に伴う多くの弊害を是正するのに、労働組合運動が歴史的意義を有するものである。この精神に対しての総理の所見を伺いたいと思います。と申しますのは、先般の本会議におきまして、総理が板野議員の質問に對し、或いはその他の議員の質問の中にありましたが、曾て総理をされた當時に、労働大衆に向つて不逞の輩と言われたごとく社会に報道され、総理の御答弁によれば、一部の労働者にそういう者があるということをつたつたのであつて、全体を指したのではないという点から考えまして、私は総理のマ書簡の重要な條項でございますが、今私が申しました第二項、これに対する総理の御所見を伺いたいと思つてござい

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。昨日でございましたが、一昨日でありましたが、例の不逞の輩についての御質問がありました。そのときにも説明いたしました。労働者の一部に、そういうわけではないのであつて、労働者の背後にあつて、この労働運動を政治的に利用しようという輩は、これは不逞の輩であると申したので、労働者そのものが不逞の輩と申したのではないのであります。その点は十分御了承願ひたいと思つております。それから又先程も申しました通りに、日本の復興は、一に労働大衆の協力に俟つべきものであつて、この労働大衆が協力しないという場合においては、日本の復興の前途は甚だ遠慮である。例

を申せば、日本のような今日資源の甚だ乏しい國において、唯一の資源と申せば労働大衆であり、この多数の労働大衆、つまり従來の日本の産業の例から申して見ても、この労働大衆は最も正直であり、最も勤勉であり、最も能率的であつて、この労働大衆によつて日本の産業があれまでに発達したたのである。不幸にして敗戦後その労働力……日本の産業は衰へてしまつたが、併しこの衰へた産業を復活せしむるためには、更に労働階級の生産意欲を盛ならしめて、そうして日本の復興に協力する、心持よく愛國的热情を持つて日本の復興に協力するといふ、協力が得られなければ日本の復興の前途といふものは甚だ遠慮な

意であるのであります。それから、労働政策については十分私の内閣においても注意いたすつもりであります。主として一体どうするかということになります。れば、自然労働大臣等からして詳細な具体案を説明いたします。が、私としては労働組合の健全なる発達、而も進歩的な発達をなすことによつて労働者の地位も確保せらるるのであり、権利の点も確保せられ、或いは進歩的の発達ができるのではないかと、こう考へております。又公務員法についても特別な、特殊な組合を認めておるのでござい

○原虎一君 第三番は、大体只今の説明で了解いたしました。置きます。第四項の、政府職員に課せられた特別の制限のあるという事実は、政府に對し、常に政府職員の福祉並びに利益のために、十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負うてゐる。こういう問題であります。只今総理は労働大衆の

協力を得る、或いは生産意欲を高めなければ日本の復興はあり得ない。これはもうどなたも異議のないことであります。又その労働大衆の協力を求めらるるあなたの言葉は、或々はたゞ承わりますが、その労働大衆の生産意欲を高める、労働大衆の協力を得ることとは、言葉にあらざる具体的な政策である。この問題について各所管大臣が説明すると言われますが、少なくとも國家公務員法に基く人事院は、総理の所管にあるのであります。その人事院が、先日官公吏の給与の改正を発表いたしました。こういう問題に對して、政府はこの法律の改正に當つて審議を急がれるが、一方給与の問題について何らの表示がないために、昨日の本会議において決議案が通過されたわけでありまして、こういう点について、私は総理が具体的に労働者の協力を得る、労働者の生産意欲を高めるために何をやるか、少なくとも人事院に関する限り総理の所管であります。労働大臣に私は聴く必要はない、総理から御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。人事院は私の監督の下にあるのであります。一方においては独立性を持つてゐる性格もあるのであります。従つてその性格から、人事院として見たところを發表したのであります。ところが、政府といたしましては財源の關係もありまして、又このいわゆる六千何百円という、この給与ベースが、果して適當であるかどうかということ、政府として更に考えなければならぬ。又一般の財政の上から考へて見れば、どうこれを処置するかということ、現に当局において、頻りに研究を

いたしておるのであります。決してなおざりにいたしておるわけではないのであります。

○原虎一君 第五番目は、これは政府事業の、即ち企業体の改革であります。それから、これはいづれも近くそれぞれ法案が提出されますので、重ねて質問することは省きます。大体今の総理の御答弁によりまして、我々のマ書簡に對する政策の解決の近いものがある。まずにも拘わらず、私は敢てこゝで質問したいことは、この法案の審議のために召集された國會を、十日間の会期と定めたという政府の希望、又議員が院議を以つて今月一ぱいの審議期間を決定したにも拘わらず、僅か六、七日でこの重要な法案の審議を終了して貰いたいという政府の要望であります。十六日までにはこの法案の審議を終了しなければならぬという、この理由を御説明願ひたいと思つて

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。政府といたして十六日までにとつて、成るべく速かに審議をして頂きたい。何となれば、官公労の運動、その他、現にいろいろ問題が幅濫いたしておりますので、政府の基本政策を定めるためにも、成るべく早く、この問題を議して頂きたいという希望なのであります。十六日でなければいかんというわけではない。成るべく早く議して頂きたいという希望から申して置いたのであつて、十六日でなければいかんと思つたわけではない。その点はよく御承願ひたいと思つて

○原虎一君 この点は、どうも運営委員會の報告等を聴きましても、只今の総理のお話とは可なり違ひます。そ

れはともかくといたしまして、私は十六日までにはこの審議を終了しなければ、政府は行政運営上どういふ点に支障があるのか、先程総理は前庭において、この法案が國際環境の中に審議されてゐるということを御承認であり

に本案については七月二十二日以来研究を続けられて検討されて來ておるのであるから、そう長い期間を必要とするわけはないというふうな意見を持つてお答えになつてゐる。私に言わしむれば、法案を鶴呑みにすれば別であり、十分程、尙更十分の審議期間を要するのであります。こういう点は総理のお考えは了解できないのであります。私は政府が、いろいろな政策実行上において、どうしても十六日までには仕上げなければ、支障を來すという事実の案件を出して、我々に了解できるように御説明願ひたい。

○國務大臣(吉田茂君) 重ねて申します。が、本日の官公労、その他の労働問題から言つて見まして、この法案は、いわゆる基礎法案でありまして、成るべく早く御審議を願ひたい、又審議は短い時間というものは、現在の事情において、これを必要とする内外の事情から考へて見て、成るべく早く審議を願ひたい。願ひたいという考へから、施政の方針等も後廻しにして、この問題が先づき上つたところ

で、即ち國家公務員法の議事が完了したところで政府の方針を申上げたい。といふのは、これは御議論があるかも知れませんが、公務員法の問題は、前内閣以來の懸案でありまして、そのた

めに、この特別議会が召集せられたのでございますから、議員各位におかれましても、政府においても相当の研究が進められておるものと私は考えて、先程お話の通り、本会議においても、すでに御研究は積んでおるのであると思う。現下の事情から申して、なるべく早く審議をして頂き、又審議をして頂くためには、施政の方針も後廻しにしたい。これは全く、早く審議をして頂くという希望から述べるわけであつたのであります。

○**原虎君** どうもその点については了解いたしました。それから先程具体的に労働大衆の協力を得る、労働大衆の生産意欲を高める具体策として、少くとも官公廳の労働者に対して、具體的な方法を取る最も手近な問題は、即ち全官公の給與の改正であります。この給與の改正に対して、先日から本會議で大藏大臣に給與改正に必要な予算案をいつ出すのであるか、こういう点を質しましたが、折角研究中である。本會期中に審議を終了し得るようにな出し方をするとも、およそ何日頃に出すということも、大藏大臣は言明しないのであります。総理は眞に労働大衆の協力を得ようという熱意があるならば、少くともこの法案の改正案と同時ににお出しになることが必要なのであります。それが時間的にその準備ができないならば、できない事情を明らかにし、少くとも本會期中に終了でき得るように出すというところの熱意があつて然るべきと思う。併しながら大藏大臣は、ただ折角研究中であると言ひだけであつて、我々は了解に苦しむのであります。この点総理は一体その新給與改正予算案を、いつ頃お出しになら

るか、少くともいつ頃お出しになるか、この点についてお伺いしたい。

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。しばし申すようであります。が、今日日本の財政の現状としては、殆んど財源が涸渇いたしておるのであります。又涸渇しておるところに、災害復旧とか、いろいろな緊急を要する問題が輻湊いたしておつて、そのため財政全体の計画が立たない。これは誠に政府としては予算の組み方に困つておるわけなのであります。この事情は諸君においてもよく御了解と思ひます。が、そのために大藏当局としては日夜予算の編成に努力いたしておるものであります。この努力が、然らばいつまでに切上げられるか。ところが日本の現在の財政の状況は、余りに酷いものでありますから、これをいつ／＼までにやれということをおつしやつても、これは私としても、又大藏大臣としても、いつ／＼までに切上げるといふことの目当は付きにくいだろうと思ひます。のみならず、占領下において各方面との間の折衝もありまして、法律案と違ひまして、予算案に至つては簡単に片付かないのであります。先ず公務員法において、いわゆる公務員に關する法制が決つて、根本方針が決つて、その原則の下に計算を作るといふ以外に、今日申上げることではできないのであります。

○原虎一君 甚だ遺憾でありますが、先程十六日までに審議を終了するように希望されたところのこの事情、並びに予算案を提出することに対する政府の責任感等について、私は了解することができない。殊に十六日までに審議を終了してほしいという御希望に対し

て、政府がいろ／＼の、執行上どうしても、そうしなければならんという事情がありますならば、それをお話したいと申しまして、お話がない。従つて政府がこの十六日までを終了して呉れという強い希望はどこにあるか、即ち今日の總理の御答弁では、我々は了解できない。了解できないとしますならば、社会のいろ／＼の情勢から判断して行くより外ない。それは總理は十六日までを終了して、その直後に國會を解散しようというお考えである。

新聞紙の報道に基いて判断するより外にない。又今の御答弁によれば、新聞紙の報道を裏付するが、ごとき総理の答弁であります。殊に私はここに十一月十一日の朝日新聞を持つておりますが、総理はこういうことを言つたというところを書いておる。一方吉田首相は『情勢によつては公務員法、新給與問題の解決をまたず解散する』との意向をもらしたとも傳えられ、新給與問題に對し政府がどう態度を決めるかが注目されてゐる、同じ頃の中に、『臨時閣議は同日午後二時から院内で開かれたが、その結果、臨時人事委員會の六千三百七円案は、國家財政の現状と見ら、これを受け入れ難いが、財源と見合ふ新給與をきめ、早急に追加予算案を編成しようということになつた』、こうあります中に、又今度は、民自党が、早期解散を譲らずという見出しで、こ

ういうことを言つております。大野、網島、石原氏が吉田首相と会見し、『公務員法および追加予算の成立以前に解散は行い得ないか』と首相の意中をただした際、吉田首相は『公務員法成立のいかんにかかわらず解散はできる、もちろん急速にこれを成立させる

ため努力するが、野覺側の態度がいまのままで、成立をまたず解散することになるう、その時期は早ければ本月中旬だ」^三、即ち中旬、十六日頃であります。総理はこういう新聞記事には責任を持たんと言われるかも知れませんが、であるから私は、十六日までには審議を終了してほしいといわれる政府の申入れが奈辺にあるか、こういうことによつてではないことを我々は希望しますが故に、お尋ねしたのであります。これを打消すだけの材料を提供されないことは甚だ遺憾であります。従つて私は、この記事に基いて首相の解散に対するお考え方をお伺いしたいのであります。

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。政府が十六日とか、十五日とかか希望いたしましたのは、本週間に相当の議会の審議が進められ得るであらう。即ち十五日、月曜には衆議院が議了をし、又十六日には参議院がこれを議了して頂ければ結構であるというので、十五日、十六日と申したのであつて、解散という問題は別であります。又今お話の通り、朝日新聞でありますか、何新聞にかあつた記事については、私は、何御意見の通り責任を負うわけには参りません。

○委員長(中井光次君) まだ大分あります。外の方もありますから、成るべく簡単にお願いたします。

○原虎一君 私のはもう一つで終るつもりであります。大体結論に入つて來たやうであります。私は新聞の記事について責任を持てと申しておるのではない、それは持たんと言われることを前提において私は申しておる。併しながら、総理はこの法案の審議如何に拘

わらず、解散を早くやる考えがあるということは、これは総理の言動によつて察知できることであります。従つて、こういうふうに朝日新聞は書いた、或いは世間で傳えられる、最もあなたと密接な関係にあると宣傳、報道されておりますところの讀賣新聞も同様なことを書いておる。私は総理の、若しこの新聞にあるごとく、或いは世間に傳えられておる、殆んど確報かののごとくになつております十六、七日頃の解散ということになりますれば遺憾

なかこの改正法案を十分に審議することはできません。同時に、昨日は公聴会を開くことを決定したしておる。そうしますれば、審議未了の中に解散されるようなことがありますが、ならば、これが國際的の及ぼす影響はどうであらうまいしょう。総理は前提において、國際的に非常な環視の的になつておる法案であることは認められております。又先日の本会議におきまして、波多野議員から、外國新聞の論調が総理に対して非常に保守的なものであるとして批判を加えておる。総理は、できるだけけそいう外國の批判を是正するため、に努力を拂うといふことを、本会議で声明なさつておるにも拘わらず、かくのごとき重要な法案を審議未了とし、尙予算も出さずに解散するといふことになつた結果は、これがどういふふう、に國際的に影響するかといふこと

は、外務大臣であるところの總理は十分御了承ある筈だと思ふのであります。私に言わせれば、こういふ記事が新聞に出ることそれ自身が、吉田内閣の反動性を國外へ宣傳しておるのであります。宣傳の材料は、あなたが出したのじやありませんか、それから受け

要であり、戦争中の關係であり、官僚であつた者、最後の保守陣營を守る拠点であると言われるこの外國新聞の社説を打消すために、總理は如何な

た。その洪範案のあるなしは別にいた
しにしても、私は改めて先程も申上げ
ましたように、労働組合運動に行き過
ぎがある。そういう点によつて、この

○國務大臣(吉田茂君) 私の返事は同じことであります。成るべく早く出したい、こういう考えを持っております。

員会事務局長

第二十三部

人事・労働連合委員会議録第三号

昭和二十三年十一月十三日

【参議院】

昭和二十三年十一月三十日印刷

刷昭和二十三年十二月一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局